

岩倉市小中学校情報教育システム更新業務プロポーザル実施要領

1 業務名 岩倉市小中学校情報教育システム更新業務

2 要領の目的・基本的な考え方

この事業は、現在、岩倉市（以下、「本市」という。）にて稼働している、小中学校情報教育システムの契約が、令和6年8月31日をもって満了することに伴い、ICT教育の充実を図るため、次期システムに移行するものである。

この要領は、校務用情報システム及び教育用情報システム更新に当たり、機能性、利便性、費用、保守体制等様々な面から受託事業者を選定するために実施する公募型プロポーザルに関して必要な事項を定めるものである。

3 業務の概要

(1) 業務内容

別添「岩倉市小中学校情報教育システム更新業務仕様書」のとおり

(2) 業務期間

令和6年6月10日から令和6年8月31日まで

(3) 賃貸借期間

令和6年9月1日から令和11年8月31日まで

(4) 提案上限額

448,792,000円（消費税及び地方消費税額を含む）

※初年度だけでなく、次年度以降の運用・保守経費も額に含め、リース料率を1.85%で見込み算出すること。なお、リース業者については、別途入札により決定する。

(5) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

(6) 発注者及び所管課

ア 発注者 岩倉市長 久保田 桂朗

イ 所管課 岩倉市教育こども未来部学校教育課学校教育グループ

〒482-8686 岩倉市栄町一丁目6番地

代表電話 0587-66-1111 内線 711

直通電話 0587-38-5818 FAX 0587-66-6380

E-mail:gakokyoiku@city.iwakura.lg.jp

http://www.city.iwakura.aichi.jp

4 公募方法

岩倉市ホームページにおいて公募する。

公募期間は令和6年1月26日(金)から2月8日(木)までとする。

5 スケジュール

事業者選定までの事務手順は、次のとおりとする。

内 容	年 月 日
(1)質問書の提出期限	令和6年2月1日(木)
(2)質問に対する回答	令和6年2月5日(月)
(3)参加意思表明期限	令和6年2月8日(木)
(4)調査票等の提出期限	令和6年2月13日(火)
(5)審査 (プレゼンテーション・ヒアリング審査)	令和6年2月20日(火)
(6)審査結果の通知	令和6年2月29日(木)

※ 上記スケジュールは予定であり、変更する場合もある。その場合については、参加意思表明の提出書類を提出した提案事業者に対して別途連絡を行う。

6 参加資格要件

次に掲げる条件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始申立てを行っていないものであること。
- (3) 提案期間から事業者決定の日までに、本市から指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 同種の事業に対し、契約不履行行為等不法行為をしていないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) ISO9001、ISO27001、プライバシーマーク又はISMSを有していること。
- (7) 過去5年以内に愛知県内の教育機関に情報教育システム機器を導入した実績があること。

7 提出書類

本業務に係る企画提案書・見積書の提出を希望する事業者は以下のとおり書類を提出するものとする。

(1) 提出書類一覧

	書類名称	提出形態 及び部数	提出期間
1	参加意思表明書（様式1）	原本1部 写し1部	令和6年1月26日（金） ～2月8日（木）午後5時 （厳守）
2	誓約書（様式2）		
3	参加資格確認書（様式3）		
4	会社概要書（様式4）		
5	導入実績書（様式5）		
6	ISO9001、ISO27001登録証（写し）、 プライバシーマーク登録証（写し） またはISMS登録書（写し） 【任意様式】		
7	質問書（様式6）	原本1部	令和6年1月26日（金） ～2月1日（木）午後5時 （厳守） 電子メールにより提出(E-mail) gakokyoiku@city.iwakura.lg.jp
8	辞退届【任意様式】	原本1部 写し1部	参加表明後、令和6年2月 13日（火）午後5時（厳守）
9	提案書【実施要領 9 提案書作成仕 様及び基本仕様書を参照】	原本1部 写し10部	令和6年2月5日（月） ～2月13日（火）午後5時 （厳守）
10	提案価格書（様式7）	原本1部	
11	見積内訳書（様式8）		
12	見積内訳書の添付書類【任意様式】		
13	カタログ【任意】	10部	

ア 「提案価格書」「見積内訳書」「見積内訳書の添付書類」は、封筒に封入して提出すること。

封筒には、「岩倉市小中学校情報教育システム更新業務提案価格書在中」及び提案者名を記載し、封筒の継ぎ目には代表者印を用いて封印すること。

イ 本プロポーザルについては、「参加意思表明書」の提出をもって参加意思表明があったものとみなす。参加意思表明後、辞退する場合は、参加辞退届（任意様式）を提案書提出期限までに提出すること。

(2) 提出方法

受付期間内に岩倉市役所6階教育こども未来部学校教育課へ持参又は郵送により提出。郵送で提出する場合には、封筒の表面に朱書きで「岩倉市小中学校情報教育システム更新業務プロポーザル関係書類在中」と記載すること。

(3) 提出書類の扱い

①提出期間経過後の提出書類

市の同意なく提出書類の記載内容を変更することは認めない。

②審査後の提出書類

提案者には返却しない。

③提出書類の複製

審査等に必要な場合、作業に要する範囲において提出書類の複製を行う場合がある。

④提出書類の使用範囲

本プロポーザルの目的以外には使用しない。

⑤提出書類の公開

提出書類は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく情報公開請求により公開する場合がある。

⑥個人情報の使用

本プロポーザルで得た個人情報は、プロポーザルに必要な事項にのみ用いることとし、他の目的では使用しない。

⑦個人情報の取り扱い

個人情報の取り扱いは、個人情報の保護に関する法律をはじめとした関係法令に従う。

8 質疑

本事業に関する質疑については質問書(様式6)を提出すること。

(1) 受付期限

令和6年2月1日(木) 午後5時必着

(2) 提出方法及び提出先

表題を「岩倉市小中学校情報教育システム更新業務プロポーザル質問書」とし、学校教育課あて電子メールにより提出すること。

電子メールアドレス：gakokyoiku@city.iwakura.lg.jp

(3) 質問への回答

令和6年2月5日(月)までに全ての質問及び回答についてまとめた

データを、参加意思表明書の提出のあった事業者のうち参加資格要件を満たす事業者すべてに対して電子メールにて回答する。

- (4) その他
 - ア 質問者の名称等は非公開とする。
 - イ 審査に関する質問については回答の対象外とする。
 - ウ 優先交渉権者選定の公平性を保つことができない質問については回答の対象外とする。
 - エ 市のセキュリティ対策上、回答することが適当でないと判断した質問については回答の対象外とする。
 - オ 原則として、回答後の再質問は認めない。

9 提案書作成仕様

提案書の作成にあたっては、岩倉市小中学校情報教育システム更新業務仕様書を尊重し、下記の項目順に記載すること。

- (1) 提案概要
- (2) システム機器等の機能概要
- (3) ハードウェア構成
- (4) ソフトウェア構成
- (5) 保守体制及び保守内容
- (6) 既存システムとの連動体制
- (7) システム導入スケジュール
- (8) 導入作業の実施体制
- (9) その他の提案

10 審査（プレゼンテーション・ヒアリング審査）

- (1) 実施日時
 - 令和6年2月20日(火)
 - ※ 事業者ごとに指定した概ね40分間
 - ※ 実施時刻については、電子メールで通知する。
- (2) 実施場所 岩倉市役所7階 第2・第3委員会室
- (3) 時間配分
 - 各事業者概ね40分間（プレゼンテーション30分、ヒアリング10分）
 - ※ 審査当日は、本業務の担当予定者によるプレゼンテーションを実施する。また、出席者は5人以内とする。
- (4) 実施環境
 - プレゼンテーションに必要な機器（パソコン、プロジェクタ）につ

いては本市にて準備するが、事業者にて準備してもよい。

(5) 審査

「岩倉市小中学校情報教育システム更新業務プロポーザル採点表」

(非公開)に基づき、岩倉市小中学校情報教育システム検討委員会委員が審査するものとする。

(6) その他

プレゼンテーション及びヒアリング時の追加資料は受理しない。

1.1 優先交渉事業者選定方法

(1) 優先交渉事業者の選定

審査により優先交渉事業者を決定する。

(2) 審査方法

プレゼンテーション・ヒアリング審査の内容を「岩倉市小中学校情報教育システム更新業務プロポーザル採点表」(非公開)に基づき採点を行い、総合評価点の最も高い者を優先交渉事業者とし、総合評価点が2番目に高い者を第2位優先交渉事業者とする。総合評価点の同じ者が複数ある場合は、各選定委員の多数決で決定するものとする。なお、参加事業者が1事業者だった場合は、総合評価点が7割未満の場合を除き優先交渉事業者とする。

(3) 評価基準

選定に当たっては、以下の項目を重視し評価する。

ア 機能性、利便性

イ 初期導入費用、維持管理費用

ウ 保守体制

エ システムの柔軟性

オ 導入実績

(4) その他

本プロポーザルは、優先交渉事業者を決定するものであり、契約の締結を保証するものではない。

1.2 審査結果の通知・公表

審査参加事業者に令和6年2月29日(木)までに通知する。なお、事業者ごとに個別の点数は公表しない。また、審査結果についての異議等は受け付けない。

1.3 契約の締結について

(1) 優先交渉事業者と協議が整い次第、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に規定された随意契約の方法により、契約手続き

を進めるものとする。ただし、優先交渉事業者が契約を辞退した場合、もしくは、交渉において本業務を履行できないと判断した場合においては、第2位優先交渉事業者と契約手続きを進めるものとする。

- (2) 契約内容及び仕様については、採択された提案をもとに協議した結果、採択された提案と変更が生じる場合がある。

1.4 提案の無効に関する事項

次の各号の一つに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 提出物に虚偽の記載があるとき
- (2) 所定の日時及び提出先に提出書類を提出しないとき
- (3) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき
- (4) 正当な理由なくプレゼンテーションに不参加もしくは遅れたとき
- (5) 審査の公平性に影響を与える行為があったとき
- (6) 一つの参加事業者が複数の提案を行ったとき
- (7) 提案に関して談合等の不正行為があったとき
- (8) その他、本市が指示した事項及び本提案に関する条件に違反したとき

1.5 その他

- (1) 本プロポーザル参加に係る費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類及び電子データは返却しない。
- (3) 提出された書類及び電子データは、事業者選定に伴う作業等に必要範囲において、複製をすることがある。
- (4) 提出された書類及び電子データ以外に審査に必要な書類の提出を求めることがある。
- (5) 審査内容及び審査経過については、公表しない。
- (6) プロポーザルに参加するものは、優先交渉事業者決定後において、この実施要領の内容について、不明または錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。
- (7) 提出された提案書の著作権は、提案の採否に関わらず、提案書を提出した事業者に帰属する。ただし、本市が公表等に必要と判断した場合は無償で使用及び修正する権利を持つものとし、提案書を提出した事業者は、著作者人格権を主張しないものとする。なお、提出書類は、本業務以外の目的で使用することはないが、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」に基づき情報公開の対象となるため、提出される書類において、法人に関する情報に該当するものには、その旨を明記し、該当部分を明らかにしておくこと。
- (8) 本実施要領に定めるもののほか、必要な事項については本市が定める。